

改正案	現行
<p>（入居者資格）</p> <p>第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。</p> <p>2 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、十五万八千円とする。</p>	<p>（入居者資格）</p> <p>第六条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>一 六十歳以上の者</p> <p>二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの</p> <p>三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの</p> <p>四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を</p>

受けている者

六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

2 事業主体は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 事業主体は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認める

ときは、市町村に意見を求めることができる。

4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が

国土交通省令で定める程度であるもの

ロ 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

ハ 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者

二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

5 法第二十三条第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千円

二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）

三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第一号イに掲げる場合 同号イに定める金額
- 二 法第二十三条第一号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

初年度（法第二十八条第二項の規定による）	年度	
	入居者の収入	
五分の二	五分の一	十八万六千円以下の場合
		合
	四分の一	十八万六千円を超え二十万四千円以下の場合
		合
二分の一	二十一万四千円を超え二十五万九千円以下の場合	
	合	
一	二十五万九千円を超える場合	

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 同号イに定める金額
- 二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額
- 三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 第六条第五項第三号に定める金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

初年度（法第二十八条第二項の規定による）	年度	
	入居者の収入	
五分の二	五分の一	十五万八千円を超え十八万六千円以下の場合
		合
	四分の一	十八万六千円を超え二十万四千円以下の場合
		合
二分の一	二十一万四千円を超え二十五万九千円以下の場合	
	合	
一	二十五万九千円を超える場合	

初年度から起算して四年度以上を経過した年度	初年度から起算して三年度を経過した年度	初年度の翌々年度	初年度の翌年度	り当該公営住宅の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。）
一	五分の四	五分の三	五分の二	
一	一	四分之三	四分之二	
一	一	一	一	
一	一	一	一	

初年度から起算して四年度以上を経過した年度	初年度から起算して三年度を経過した年度	初年度の翌々年度	初年度の翌年度	り当該公営住宅の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。）
一	五分の四	五分の三	五分の二	
一	一	四分之三	四分之二	
一	一	一	一	
一	一	一	一	

(管理の特例に係る法第三章の規定の適用に関する技術的読替え等)

第十四条 (略)

(削除)

(管理の特例に係る法第三章の規定の適用に関する技術的読替え等)

第十四条 (略)

2 | 第六条第二項及び第三項の規定は、法第四十七条第一項の規定により
地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理を行う場合につい
て準用する。